

議決事項第4号

訓令名	理 由	要 旨
奈良県立高等学校等職員 安全衛生管理規程の一部改 正	教育委員会事務局の組織 改正に伴い、所要の改正を しようとするものである。	<ol style="list-style-type: none"><li>1 協議会の組織 協議会を組織する者について、保健体育課長を健康・安全教育課長 に改める。</li><li>2 施行期日 令和4年4月1日から施行する。</li></ol> (第12条関係)

県立学校

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓

令第 号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第十二条第一項第四号中「保健体育課長」を「健康・安全教育課長」に改める。

<p>改正案</p> <p>第十二条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>一 三略</p> <p>四 <u>健康・安全教育課長</u></p> <p>五 八略</p> <p>二 及び 三略</p>	<p>現行</p> <p>(協議会の組織)</p> <p>第十二条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>一 三略</p> <p>四 <u>保健体育課長</u></p> <p>五 八略</p> <p>二 及び 三略</p>
--	--